

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
11月29日  
(金曜日)

## 目次

- 規則  
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件)  
(環境政策課).....一
- 救急病院の認定(医療政策課).....四
- 山口県建設業者提出書類閲覧所の設置に関する告示の一部改正(監理課).....四
- 防府都市計画道路の変更(都市計画課).....四
- 道路の位置の指定(建築指導課).....四
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....五
- 公告  
土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....五
- 契約の締結(技術管理課).....六



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第六十号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正す

る。

第三百一条第一号の表中「保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する)」を「保険給付に関する処分(同法第九条第二項及び第四項の規定による求めに対する)」に、「後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する)」を「後期高齢者医療給付に関する処分(同法第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに対する)」に改める。

附則

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。



### 山口県告示第三百二十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十一月二十九日から同年十二月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 東ソー株式会社  
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 東ソー株式会社南陽事業所  
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 ( $m^3$ /日)	力	年 月 日	年 月 日	間 隔 時	間 隔 時
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	間 隔 時	間 隔 時

三七一タ (三基)	〇・一 令和七、 一、六	令和七、 九、一	令和七、 二連	続二四時間 変動なし
三七一タ	一〃	令和七、 四、七	令和七、 四、八	〃

備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一  
第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値			汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 質量	
三七一タ	八	一・七	二	九〇・八
三七一タ (三基)	七	四〇,〇〇〇	一九,〇〇〇	九〇・六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排出水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )		
		通	常	最
〃	八	三	五	一〇
〃	九〇・六	二・五	四・三	六

山口県告示第百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十一月二十九日から同年十二月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本化学株式会社  
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本化学株式会社厚狭工場  
所在地 山陽小野田市大字郡三三〇〇番地
- 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 ( $\text{m}^3/\text{分}$ )	力	工事着手 年月日	工事完成 年月日
二七一ヌ	二 一、一、一五	令 和七、 三、一	令 和七、 二、一	令 和七、 二、一
備考	「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量( $\text{m}^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\text{l}$ )	
二七一ヌ	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。		

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	処理の方式	使用時間 間隔	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
排水槽	鉄筋コンクリート製	二、二〇〇	沈殿	連続	二四時間	〃	〃	〃	〃
中和処理施設	〃	六〇〇	中和	〃	〃	〃	〃	〃	〃
凝集沈殿施設	ステンレス製	三三〇	凝集沈殿	断続	八時間	変動なし	〃	〃	〃
備考	(既設)								

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量( $\text{m}^3$ )
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\text{l}$ )	
凝集沈殿施設	六	一〇	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
備考	(二)の表の備考は、この表について準用する。				

排水槽	中和処理施設	
	処理後	処理前
処理後	〃	〃
処理前	〃	〃
〃	七	六・五
〃	七・五	〃
二〇	五〇	二〇
四〇	九六	四〇
五	三〇	三五
一〇	五〇	八五
〃	〃	〃
三五	五〇	二二〇
五〇	七〇	二〇〇
一・五	二	一・九
二	二・五	二・六
〃	五四四・六	〃
〃	七五一・一	〃

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	排水		出水		水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通	最	通	最	窒素	リン	
七・三	常	大	八	六	一〇	二〇	一五
〃	常	大	一〇	二〇	一五	三〇	三〇
〃	常	大	二〇	一〇	四〇	五	四五
〃	常	大	三〇	一〇	五〇	八五	一〇〇
〃	常	大	四〇	五	五〇	〃	〃
〃	常	大	五〇	三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六〇	四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七〇	五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八〇	六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九〇	七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一〇〇	八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一一〇	九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一二〇	一〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一三〇	一一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一四〇	一二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一五〇	一三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一六〇	一四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一七〇	一五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一八〇	一六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一九〇	一七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二〇〇	一八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二一〇	一九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二二〇	二〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二三〇	二一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二四〇	二二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二五〇	二三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二六〇	二四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二七〇	二五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二八〇	二六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	二九〇	二七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三〇〇	二八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三一〇	二九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三二〇	三〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三三〇	三一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三四〇	三二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三五〇	三三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三六〇	三四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三七〇	三五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三八〇	三六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	三九〇	三七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四〇〇	三八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四一〇	三九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四二〇	四〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四三〇	四一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四四〇	四二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四五〇	四三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四六〇	四四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四七〇	四五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四八〇	四六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	四九〇	四七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五〇〇	四八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五一〇	四九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五二〇	五〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五三〇	五一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五四〇	五二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五五〇	五三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五六〇	五四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五七〇	五五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五八〇	五六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	五九〇	五七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六〇〇	五八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六一〇	五九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六二〇	六〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六三〇	六一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六四〇	六二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六五〇	六三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六六〇	六四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六七〇	六五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六八〇	六六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	六九〇	六七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七〇〇	六八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七一〇	六九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七二〇	七〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七三〇	七一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七四〇	七二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七五〇	七三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七六〇	七四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七七〇	七五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七八〇	七六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	七九〇	七七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八〇〇	七八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八一〇	七九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八二〇	八〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八三〇	八一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八四〇	八二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八五〇	八三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八六〇	八四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八七〇	八五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八八〇	八六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	八九〇	八七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九〇〇	八八〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九一〇	八九〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九二〇	九〇〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九三〇	九一〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九四〇	九二〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九五〇	九三〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九六〇	九四〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九七〇	九五〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九八〇	九六〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	九九〇	九七〇	五〇	〃	〃
〃	常	大	一〇〇〇	九八〇	五〇	〃	〃

山口県告示第三百二十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年十一月二十九日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

宇部西リハビリター 宇部市大字沖ノ且七七七  
シヨン病院 令和九、一一、三〇

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第三百二十号

山口県建設業者提出書類閲覧所の設置に関する告示（昭和六十一年山口県告示第三百五十七号）の一部を次のように改正し、令和七年一月六日から施行する。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

「駅南町一三番四〇号」を「寿町七番一号」に改める。

山口県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

- 一 都市計画の種類及び名称  
防府都市計画道路三・四・十三牟礼中関線
- 二 変更の内容  
区域及び構造の変更

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第三百三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町一丁目九〇〇の四七及び九〇〇の五一	四・〇	四三・五	令和六、 一、七

山口県告示第三百三十三号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

下松市 株式会社丸久	防府市大字江泊 一九三六番地	防府市役所売店 —Aruk X店—E	下松市大手町三 丁目三番三号	昭和四〇、 一
下松市		下松市役所	下松市大手町三 丁目三番三号	昭和四〇、 一

る。



(一九二) 土地改良事業の工事了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営美祢地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

用排水施設の改修

三 工事了の時期

令和三年三月二十九日

一 事業の名称

県営美祢地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

ため池の整備

三 工事了の時期

令和六年三月二十九日

一 事業の名称

県営美祢地区中山間地域総合整備事業(杉谷換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事了の時期

令和五年三月三十一日

一 事業の名称

県営美祢地区中山間地域総合整備事業(山中換地区)

二 事業の種類

ほ場の整備

三 工事了の時期

令和五年三月三十一日

一 事業の名称

県営美祢地区中山間地域総合整備事業

二 事業の種類

暗渠排水

三 工事了の時期

令和四年五月十一日

(一九三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年十一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量  
電子入札システム用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和六年十月十五日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
- 六 契約金額  
七千九万七千六百円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

令和六年十一月二十九日印刷  
令和六年十一月二十九日発行

発行人所

山口県知事